

令和8年度第1回鴻巣市環境審議会次第

日 時：令和8年5月27日（水）

午後3時45分～

場 所：大会議室（本庁舎4階）

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 会長、副会長選出
- 6 会長、副会長挨拶
- 7 諮問
- 8 議題
 - （1）審議会の公開について
 - （2）環境審議会について
 - （3）諮問事項についての補足説明及び質疑
 - （4）今後のスケジュール案について
- 9 その他
- 10 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 資料1 | 鴻巣市環境審議会傍聴規程 |
| 資料2 | 鴻巣市環境審議会条例 |
| 資料3 | 鴻巣市環境審議会委員名簿 |
| 資料4－1 | 鴻巣市環境基本計画及び鴻巣市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問） |
| 資料4－2 | 諮問理由 |
| 資料5 | 令和8年度鴻巣市環境審議会スケジュール（案） |

鴻巣市環境審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市環境審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 鴻巣市環境審議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。
ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成29年10月4日から施行する。

○鴻巣市環境審議会条例

平成 6 年12月22日条例第35号

改正

平成15年 3 月14日条例第 1 号

平成17年 9 月22日条例第137号

平成21年 3 月13日条例第 1 号

平成25年 3 月28日条例第19号

平成27年 3 月27日条例第 1 号

鴻巣市環境審議会条例

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 5 条の 7 の規定に基づき、鴻巣市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全の基本的事項に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制及び一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に関すること。
- (3) その他前 2 号で必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

2 鴻巣市公害対策委員会条例（昭和44年鴻巣市条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第137号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(敬称略・順不同)

選出区分	団体等名称	氏名	ふりがな
識見者	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	八戸 昭一	はちのへ しょういち
	鴻巣市立小・中学校校長会 鴻巣市立広田小学校長	齋地 満	さいち みつる
	学校法人ものづくり大学 技能工芸学部建設学科准教授	大竹 由夏	おおたけ ゆか
関係行政機関	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課長	茂呂 康治	もろ やすはる
	埼玉県環境部中央環境事務所 所長	井上 昌樹	いのうえ まさき
関係団体	一般社団法人鴻巣市商工会 女性部副部長	藤井 舞子	ふじい まいこ
	鴻巣市環境衛生連合会 会長	今井 礼一	いまい れいいち
	鴻巣市農業委員会 農業委員	秋池 功	あきいけ いさお
公募委員	公募委員	江角 光典	えずみ みつのり
	公募委員	酒巻 貞夫	さかまき さだお
	公募委員	吉田 征人	よしだ ゆくひと
	公募委員	竹内 茂雄	たけうち しげお
	公募委員	宮永 文雄	みやなが ふみお

任期：令和8年5月27日から2年間

鴻環第196号
令和8年5月27日

鴻巣市環境審議会会長 様

鴻巣市長 並木 正年



鴻巣市環境基本計画及び鴻巣市一般廃棄物処理基本計画の策定
について（諮問）

鴻巣市環境基本条例第10条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、本市における環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、鴻巣市環境審議会条例（平成6年12月22日条例第35号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

- （1）鴻巣市環境基本計画の策定について
- （2）鴻巣市一般廃棄物処理基本計画の策定について

諮 問 理 由

鴻巣市環境基本条例第10条においては、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鴻巣市環境基本計画を策定するものとされています。

本市においては、これまで地球温暖化の進行や自然環境の変化等の環境問題に対応するため、温室効果ガス排出削減の取組をはじめ、廃棄物の排出抑制、緑化の推進、生活環境の保全等、各般にわたる施策を推進してきたところです。

しかしながら近年、気候変動への適応や生物多様性の保全等、環境行政を取り巻く課題は一層多様化・複雑化しており、これらに的確に対応していくことが強く求められています。

このような状況を踏まえ、本市における環境施策を今後一層総合的かつ計画的に推進していくため、令和10年度を初年度とする新たな環境基本計画を策定しようとするものです。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条においては、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

鴻巣市一般廃棄物処理基本計画は、本市における一般廃棄物処理及び生活排水処理に係る中長期的な基本方針を明らかにし、これらを適正に処理することを目的として、廃棄物の排出抑制・資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分等に関する基本的事項を定めるものです。

本市においては、埼玉中部環境保全組合による新たなごみ処理施設の整備計画の進展に加え、廃棄物及び資源循環に関する法制度の見直しなど、一般廃棄物行政を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、一般廃棄物及び生活排水処理に関する施策を今後一層計画的に推進していくため、令和9年度を初年度とする新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する必要があります。

つきましては、両計画の策定に当たり、その基本的な考え方、数値目標及び施策展開の方向性等に関する基本事項について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問するものです。

令和8年度 鴻巣市環境審議会スケジュール（案）

【資料5】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会（計3回開催予定）	第1回 5/27：諮問・スケジュール（案）		第2回： ・進捗報告（環境基本計画） ・パブリックコメント案の検討（一般廃棄物処理基本計画）				第3回： ・基礎的調査、アンケート調査結果報告（環境基本計画） ・答申（一般廃棄物処理基本計画）				
鴻巣市環境基本計画（令和8～9年度）	基礎的調査						アンケート調査				
鴻巣市一般廃棄物処理基本計画（令和8年度）	計画案の作成						パブリックコメントの実施				